

戦 傷 病 者 ・ 戦 没 者 等 遺 族 援 護

1 戦傷病者

戦傷病者とは旧軍人、軍属や準軍属（動員学徒、旧朝鮮半島出身労働者等）で、在職中の公務による負傷や病気が原因で、身体に一定以上障がいが残っている人をいいます。

(1) 戦傷病者手帳

軍人軍属等であった人が、公務上の傷病にかかり、恩給法の定める程度の障がいがある者又は公務上の傷病について厚生労働大臣が療養の必要があると認定された者に戦傷病者手帳が交付されます。

療養の給付（医療の給付）、療養手当の支給、葬祭費の支給、補装具の支給及び修理、旅客会社の乗車船の無賃取扱い等の援護を受けることができます。

戦傷病者手帳所持者数 1人（令和3年4月1日現在）

(2) 戦傷病者医療費公費負担制度

戦傷病者特別援護法により医療給付を受けることができる傷病を除く一般傷病について、戦傷病者が必要な医療を安心して受けられるよう、医療費の公費負担制度を設けています。

2 戦没者遺族

戦争で亡くなられた方々に対する追悼を通じて平和の尊さ・大切さを再認識し、市民の普遍的な願いである恒久平和を祈ることで平和のバトンを引き継いでいくことを目的とした平和祈念戦没者追悼式を開催しています。

開催日

遺族数 ※新型コロナウイルス感染症の影響で中止

戦没者数

3 原水爆被災者健康診断旅費の補助

原子爆弾被爆者が長崎又は広島で受診する原爆被爆者健康診断に対し、旅費などの負担を軽減するため、補助を行っています。

補助金交付者数 0名